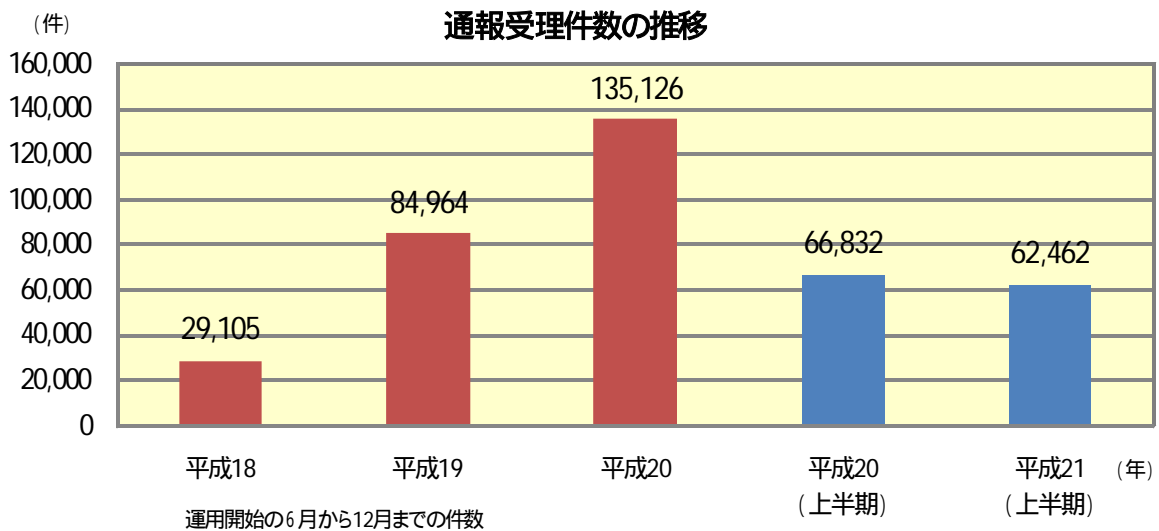


平成21年上半期の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について

1 通報受理状況

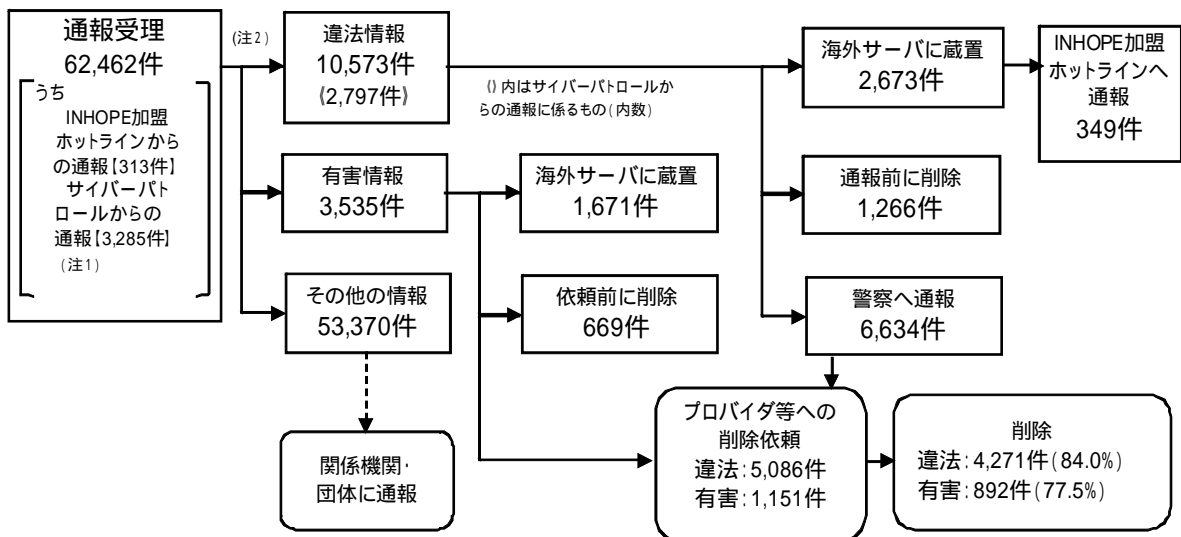
「インターネット・ホットラインセンター」(以下「センター」という。警察庁委託業務)は、一般のインターネット利用者からの違法情報、有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報、プロバイダや電子掲示板の管理者等(以下「プロバイダ等」という。)へ削除依頼等を行っている。

平成21年上半期にセンターが受理した通報件数は、62,462件(月平均10,410件)であった(前年同期66,832件。対前年同期比4,370件、6.5%減)。



2 通報処理及び警察の対応状況等

【平成21年6月末までに受理した通報の削除依頼の結果は同年8月末に確定】



(注1): 警察庁では、出会い系サイトの禁止誘引情報や登録制サイト内の児童ポルノ・わいせつ物公然陳列画像などの違法情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務を平成20年10月1日から外部委託している。

(注2): 1件の通報に、複数の違法情報、有害情報が含まれている場合には、重複して計上しているため、通報受理件数と分析結果件数は一致しない。

(1) 違法情報

わいせつ物、児童ポルノに関する情報等インターネット上の流通が法令に違反する情報で、平成21年上半期は10,573件(前年同期6,139件。対前年同期比4,434件、72.2%増)。このうち、外部委託しているサイバーパトロールから通報された情報は2,797件(全体の26.5%)。

(2) 有害情報

殺人等の違法行為の請負等に関する情報、集団自殺を呼び掛ける情報等で、平成21年上半期は3,535件(前年同期2,727件。対前年同期比808件、29.6%増)。

(3) その他の情報

違法情報、有害情報には分類されない、知的財産権侵害に関する情報^(注3)、子供に悪影響を及ぼすおそれのあるポルノ情報や出会い系サイトの存在情報等。平成21年上半期は53,370件(前年同期61,278件。対前年同期比7,908件、12.9%減)。

(注3)：著作権の権利者団体に通知。

(4) 削除結果

平成21年上半期中にセンターからプロバイダ等に対し、違法情報として削除依頼を行った5,086件のうち4,271件(84.0%。前年同期89.1%)が、また、有害情報として削除依頼を行った1,151件のうち892件(77.5%。前年同期71.9%)が削除。

(5) 警察の対応状況

センターから通報を受けた違法情報をもとに、平成21年上半期中に検挙に至ったものは52件(前年同期4件。対前年同期比48件、13倍)(9月4日現在)。このうち、外部委託しているサイバーパトロールから通報された違法情報を端緒としたものは31件(全体の59.6%)。

3 諸外国のホットラインとの連携

諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織である INHOPE (International Association of Internet Hotlines)^(注4)を通じた違法情報への対応を推進しており、平成21年上半期中は、海外へ349件の通報を行うとともに、海外から313件の通報を受理して警察への通報、国内のプロバイダ等へ削除依頼を実施している。

(注4)：1999年に設立された団体。2009年8月時点で35団体(31の国・地域)が加盟。日本では、財団法人インターネット協会が2007年3月に加盟。

4 今後の課題等

(1) 国民の認知度向上に向けた取組みを推進

センターの利用を促すとともに、センターが取り扱う情報について国民の理解を促進する。

(2) 違法情報に対する対策の推進

インターネット上の違法情報の排除を進めるため、未削除の違法情報が掲載されている電子掲示板の管理者等に対する対策を検討する。

(3) 運用ガイドライン見直しの検討

ホットライン運用ガイドライン検討協議会において、違法情報・有害情報の流通状況等を踏まえた、運用ガイドライン見直しを検討する。

